

業務の運営に関する規程

Titan Consulting 株式会社

代表取締役カレン・タイラー・ジェームス

第1 求 人

1. 当社は、日本国内の全職種に関する求人の申込みを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間などの労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しません。
2. 求人は、求人者またはその代理人が所定の書式によりお申込みください。直接来社できないときは、電話、または電子メールにてお問い合わせください。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

1. 当社は、日本国内の全職種に関する求職の申込みを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職は、本人が所定の書式によりお申込みください。直接来社できないときは、事前に、電話、または電子メールにてお問い合わせください。

第3 紹 介

1. 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう責任を持って紹介に努めます。
2. 求人者には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。
3. 紹介に際しては、求職者に、従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ所定の求人票または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ所定の求人票または電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示します。
4. 求職者を求人者に紹介する場合は、所定の紹介状にて紹介手続きを行います。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業所閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を行いません。
7. 就職が決定した際には、求人者から別表の手数料表に基づき紹介手数料を申し受けます。
8. 紹介した求職の方に対し、就業した日から2年間、当社から転職勧奨はいたしません。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等か

らの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、「全職種」です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

第5 届出制手数料に関する事項

手数料に関しては以下の範囲内とする手数料表を届け出ております。

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
企業より求人を受け付ける時の事務費用	0 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100% の範囲内で個別に設定する。 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100% の範囲内で個別に設定する。 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 20,000,000 円の範囲内で個別に設定する。 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100% の範囲内で個別に設定する。 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100% の範囲内で個別に設定する。 手数料負担者は、関係雇用主とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。

第6 返戻金制度について

職業紹介が成功した場合において、当該候補者が雇用開始から短期で離職した場合（退職勧奨、人員整理、会社合理化、またはその他当該候補者の責に帰さざる解雇以外）に対し、受領した紹介手数料から次に定める金額を

求人者に返還する制度です。

・入社日以後 から3ヶ月未満の場合は手数料の50%を返還するものとする
返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります

第7 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

1. 個人情報の取扱責任者は当社コンサルタントに限らず、管理部門社員も含む全員とし、うち責任者をタイラー・カレン、職業紹介責任者とする。
2. 職業紹介責任者は個人情報を取り扱う 1.に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱に関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらにこれに基づき訂正（削除を含む。以下同様。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第8 苦情処理に関する事項

苦情の申出先として、当社の担当コンサルタント、タイラー・カレン、職業紹介責任者とする。

TEL: 03-4550-2860

Email: info@titanconsulting.jp

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。その他、本所の業務についてご不審の点は、係員にお尋ねください。尚、当社の管轄公共職業紹介安定所（ハローワーク）並びに、専門的な相談援助を行うことが出来る団体の名称・所在地・電話番号は、以下の通りです。

ハローワーク品川

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-3

TEL 03-5419-8609

（社）全国民営職業紹介事業協会

東京都文京区本郷 3-38-1 本郷イシワタビル5階

TEL 03-3818-7011